

認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人 国連UNHCR協会	実績判定期間	平成25年1月1日～平成29年12月31日
-----	---------------------	--------	-----------------------

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の合計数が年平均100人以上であること

チェック欄



【留意事項】

- 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定期間内の各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	自	平成25年1月1日	平成26年1月1日	平成27年1月1日	平成28年1月1日	平成29年1月1日	平成 年 月 日
	至	平成25年12月31日	平成26年12月31日	平成27年12月31日	平成28年12月31日	平成29年12月31日	平成 年 月 日
年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

【寄附者名簿チェック欄】

- 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

上記の欄で「いいえ」に○がついた場合は、下記の欄で判定してください。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	合計	
	人	人	人	人	人	人	A	人
実績判定期間の月数 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。							B	月

$$\begin{array}{l}
 \text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数} \\
 \begin{array}{|c|c|} \hline A & \text{人} \\ \hline \end{array} \times 12 \\
 \hline
 \text{実績判定期間の月数} \\
 \begin{array}{|c|c|} \hline B & \text{月} \\ \hline \end{array}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{人} \\ \hline \end{array}
 \geq 100 \text{人}$$

↑
小数点以下は切り捨てます。

（注意事項）

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年（初回のみ2年、更新は5年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
例えば、3月決算法人が24年6月に申請書を提出する場合、過去2年以内に事業年度の変更を行っていないければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は22年4月1日から24年3月31日（更新時は5事業年度）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください（第2表以下についても同様です。）。
- ・ なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

認定基準等チェック表（第2表）

法人名	特定非営利活動法人 国連 UNHCR 協会	チェック欄
-----	-----------------------	-------

2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること



イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

		実績判定期間	
すべての事業活動に係る金額等	①	(指標) 14,560,898,396 円
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②	812,632 円

イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①	0 円
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	0 円
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③	812,632 円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	0 円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	0 円
合 計 (①+②+③+④+⑤)		⑥	812,632 円 ⇨②へ

基準となる割合 (②÷①)	③	0.00%
---------------	-------	---	-------

（注意事項）

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 国連UNHCR協会	チェック欄
-----	---------------------	-------

3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること

イ 役員員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること

(1) 役員及びその親族等

(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉖	平成25年1月1日～平成25年12月31日	16人	0人	0%	2人	12.5%
㉗	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉘	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉙	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉚	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉛	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		14人	0人	0%	3人	21.4%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉓ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有 無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉓～㉘」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉓」から「㉘」については、イに記載する各期間（「㉓」から「㉘」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉘」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉘」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		16人	人	人	人	人	人	14人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	3人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
滝澤 三郎		理事		○						○	平成25年2月28日就任
小池 真里		理事		○							平成16年3月9日就任、平成26年3月9日退任
赤野間 征盛		理事		○							平成12年10月5日就任、平成26年12月17日退任
甲斐 幹敏		理事		○							平成24年3月9日就任、平成30年3月8日退任
黒田 由貴子		理事		○							平成22年3月9日就任、平成26年3月8日退任
齊藤 千香子		理事		○							平成16年3月9日就任、平成27年12月16日退任
高島 哲夫		理事		○							平成16年3月9日就任、平成26年12月17日退任

武田 邦信		理事									平成 24 年 3 月 9 日就任、平成 30 年 3 月 8 日退任
永坂 哲		理事									平成 24 年 3 月 9 日就任、平成 30 年 3 月 8 日退任
根本 かおる		理事									平成 24 年 3 月 9 日就任、平成 25 年 8 月 27 日退任
畠澤 保		理事									平成 12 年 10 月 5 日就任、平成 26 年 3 月 9 日退任
檜森 隆伸		理事							○		平成 24 年 3 月 9 日就任、平成 26 年 3 月 9 日退任、平成 27 年 2 月 26 日就任
平山 伸子		理事									平成 20 年 3 月 9 日就任、平成 26 年 6 月 30 日退任
星野 俊也		理事									平成 20 年 11 月 20 日就任、平成 27 年 12 月 16 日退任
村上 雅則		理事									平成 22 年 3 月 9 日就任、平成 25 年 2 月 28 日退任
矢幡 聡子		理事									平成 19 年 3 月 5 日就任 平成 27 年 12 月 16 日 退任
榎川 勝也		監事									平成 17 年 2 月 22 日理事就任、平成 19 年 6 月 19 日理事退任・監事就任、平成 27 年 2 月 27 日退任
清水 芳信		監事									平成 24 年 3 月 9 日就任、平成 28 年 3 月 8 日退任

畑山 篤	理事									平成 28 年 3 月 9 日就任、平成 30 年 5 月 31 日退任
深田 純子	理事									平成 28 年 3 月 9 日就任、平成 30 年 3 月 8 日退任
渥美 直紀	理事								○	平成 30 年 3 月 9 日就任
稻川 素子	理事								○	平成 28 年 3 月 9 日就任
金井 昭雄	理事								○	平成 28 年 3 月 9 日就任
渡邊 マアシヤ	理事								○	平成 28 年 3 月 9 日就任
柴田 拓美	理事								○	平成 28 年 3 月 9 日就任
田口 禎則	理事								○	平成 28 年 3 月 9 日就任
永山 治	理事								○	平成 28 年 3 月 9 日就任
星野 守	理事								○	平成 30 年 3 月 9 日就任
宮内 孝久	理事								○	平成 30 年 3 月 9 日就任
宮嶋 泰子	理事								○	平成 28 年 3 月 9 日就任
山田 満	理事								○	平成 26 年 3 月 9 日就任

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (会計王) 使用	毎日	10年
仕訳日記帳	会計ソフト (会計王) 使用	毎日	10年
給与台帳	会計ソフト (給料王) 使用	毎月	10年
固定資産台帳	会計ソフト (会計王) 使用	毎月	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

独立監査人の監査報告書

平成26年2月18日

特定非営利活動法人国連UNHCR協会

代表理事 滝澤三郎 殿

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、特定非営利活動法人国連UNHCR協会の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの平成25年度の貸借対照表、活動計算書及び財務諸表に対する注記並びに財産目録（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人の会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人の会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

特定非営利活動法人国連UNHCR協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年2月19日

特定非営利活動法人国連UNHCR協会

代表理事 滝澤三郎 殿

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、特定非営利活動法人国連UNHCR協会の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの平成29年度の貸借対照表、活動計算書及び財務諸表の注記並びに財産目録（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、特定非営利活動法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、すべての重要な点において、特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、作成されているものと認める。

利害関係

特定非営利活動法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会	チェック欄
-----	----------------------	-------

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

○

イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有 <input checked="" type="radio"/> 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有 <input checked="" type="radio"/> 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有 <input checked="" type="radio"/> 無

ロ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有 <input checked="" type="radio"/> 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有 <input checked="" type="radio"/> 無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有 <input checked="" type="radio"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有 <input checked="" type="radio"/> 無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	14,560,898,396 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	14,560,898,396 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。
 ・損益計算書により算出した場合については、記載要領の注意事項をご確認ください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	12,625,826,387 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	11,419,070,483 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	90.44%

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及びニ」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人 国連 UNHCR 協会		
<p>役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>			
1 役員に対する報酬又は給与の支給			
氏名	職名	支給期間等	支給金額
		① 平成25年1月1日～平成26年3月9日	(給与として) 33,100,521 円
		② 平成27年2月26日～平成30年1月30日	
		平成25年1月1日～平成26年3月9日	(給与として) 5,162,000 円
		平成30年3月9日～平成30年12月5日	(給与として) 7,221,096 円
			円
			円
			円
役員 ^(注2) の親族等である職員に対する給与の支給			
受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
該当なし			円
			円
			円
			円
			円
			円
(注2)「役員 ^(注2) の親族等」とは、役員 ^(注2) の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます(「特殊の関係」は(注1)参照)。			
3 給与を得た職員の総数及び総額			
集計期間	① 平成25年1月1日～平成25年12月31日		
	② 平成30年1月1日～平成30年12月5日		
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額		
	① 57人	① 110,192,848 円	
	② 202人	② 379,348,842 円	

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

該当なし

3 支出した寄附金 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		平成25年1月24日	20,900円	世界の難民支援
		平成25年1月24日	119,622,834円	世界の難民支援
		平成25年2月8日	8,903,400円	世界の難民支援
		平成25年2月25日	59,850,762円	世界の難民支援
		平成25年3月25日	96,670,219円	世界の難民支援
		平成25年4月25日	132,593,703円	世界の難民支援
		平成25年5月24日	86,954,360円	世界の難民支援
		平成25年6月25日	110,332,667円	世界の難民支援
		平成25年7月8日	10,135,000円	世界の難民支援
		平成25年7月25日	106,724,515円	世界の難民支援

平成 25 年 8 月 23 日	79,882,313 円	世界の難民支援
平成 25 年 8 月 23 日	1,775,399 円	世界の難民支援
平成 25 年 9 月 25 日	89,708,078 円	世界の難民支援
平成 25 年 10 月 28 日	125,124,030 円	世界の難民支援
平成 25 年 11 月 25 日	128,214,740 円	世界の難民支援
平成 25 年 12 月 25 日	155,605,110 円	世界の難民支援
平成 25 年 12 月 25 日	372,403 円	世界の難民支援
平成 30 年 1 月 18 日	321,159,609 円	世界の難民支援
平成 30 年 2 月 23 日	174,418,951 円	世界の難民支援
平成 30 年 3 月 23 日	223,224,833 円	世界の難民支援
平成 30 年 4 月 25 日	328,321,574 円	世界の難民支援
平成 30 年 5 月 25 日	169,288,766 円	世界の難民支援
平成 30 年 6 月 25 日	210,184,354 円	世界の難民支援
平成 30 年 7 月 6 日	22,146,000 円	世界の難民支援
平成 30 年 7 月 25 日	213,244,276 円	世界の難民支援
平成 30 年 8 月 24 日	211,304,034 円	世界の難民支援
平成 30 年 9 月 25 日	184,214,322 円	世界の難民支援
平成 30 年 10 月 1 日	11,203,000 円	世界の難民支援
平成 30 年 10 月 25 日	165,103,775 円	世界の難民支援
平成 30 年 11 月 25 日	221,003,003 円	世界の難民支援

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第 4 表付表 2）」は、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会	チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○				
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類						
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">同意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">する</td> <td style="text-align: center;">しない</td> </tr> </table>	同意		する	しない
同意						
する	しない					
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会
-----	----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		○
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ニ 暴力団の構成員等 ^(註2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会
-----	----------------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定年 月	実施予定場所	従事者の予定人数 (重複含む)	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額 (1,000円)
国連難民高等弁務官事務所および援助関係者による難民への援助活動に対する協力と支援	UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) の寄附金送金、その他の協力と支援	年 12 回	UNHCR 本部、UNHCR 駐日事務所	約 11 名	世界の難民・国内避難民	2,772,840
本会の支援者および寄付者の募集ならびに各種サービスの提供	ダイレクトメール送付やインターネットでの広告を通じた寄付者の募集	常時	全国	約 4 名	世界の難民・国内避難民	22,456
	商業施設や公共の場での国連難民支援キャンペーン実施を通じた寄付者の募集	常時	全国	約 120 名	世界の難民・国内避難民	28,408
	ご支援のお願いレターやニュースレター、活動報告等の発行と送付、その他の既存寄付者へのサービスおよび寄付の募集	常時	全国へ送付	約 18 名	世界の難民・国内避難民、支援者、寄付者	648,181
	電話や訪問その他を通じた企業や団体に対する募金活動	常時	全国	約 10 名	世界の難民・国内避難民	104,241
世界の難民問題に関する知識の普及と啓発	イベント開催、ウェブサイト、メールニュース配信、SNS による広報・啓発活動	随時	全国	約 2 名	支援者、寄付者、社会一般 (ウェブサイト閲覧年間約 100 万人、メールニュース配信約 8 万人×年 20 回)	(他の事業を含む)

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名

三菱 UFJ 銀行 青山通支店 普通預金 特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会 代表理事滝澤三郎	ゆうちょ銀行 振替口座 特定非営利活動法人 国連 UNHCR 協会
三菱 UFJ 銀行 青山支店 普通預金 特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会 代表理事滝澤三郎	三井住友信託銀行 本店営業部 普通預金 特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会 代表理事滝澤三郎
三井住友銀行 渋谷駅前支店 普通預金 特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会 代表理事滝澤三郎	中央労働金庫 渋谷支店 普通預金 特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会 代表理事滝澤三郎

楽天銀行 ビート支店 普通預金 特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会 代表理事滝澤三郎	ゆうちょ銀行 通常貯金 特定非営利活動法人 国連 UNHCR 協会
--	--------------------------------------

(注意事項)

- ・ 「寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名」については、口座番号は記入する必要はありません。

活動計算書(2013年~2017年)						
	2013	2014	2015	2016	2017	通算
【経常収益】						
【経常収益】						
【受取会費】						
正会員受取会費	600,000	620,000	680,000	780,000	800,000	3,480,000
助っ人会員受取会費	1,620,000	1,400,000	1,260,000	710,000	0	4,990,000
【受取寄付金】						
UNHCR寄付金	1,863,971,452	2,141,411,749	2,539,188,818	2,843,264,492	3,202,265,774	12,580,102,285
RET寄付金	4,064,502	1,666,928	895,000			6,626,430
その他寄付金	22,377,312	1,026,891	3,581,318	2,058,297		29,043,818
現物供与					53,854	53,854
【受取助成金】						
受取助成金	881,458,041	640,841,741	585,333,660	447,983,156	586,211,315	3,141,827,913
【その他収益】						
受取利息	72,879	110,888	144,823	191,607	182,372	702,369
為替差益	799,999			102,645	245,004	1,147,648
雑収益		1,000	2,013,000			2,014,000
経常収益計	2,774,984,185	2,787,079,197	3,133,096,419	3,295,090,197	3,789,758,319	15,779,988,317
【経常費用】						
【事業費】						
(人件費)						
給料手当(事業)	68,163,834	90,274,033	137,498,168	243,746,631	361,578,909	901,261,575
賞与(事業)	4,915,402	5,171,813	7,200,673	11,459,972		28,747,860
賞与引当金繰入額(事業)	278,813	407,632	493,063			1,179,508
退職給付費用(事業)	1,574,900	515,900	696,100	2,707,850	2,983,700	8,478,450
通勤費(事業)	4,590,200	5,860,849	8,501,332	17,028,156	22,001,080	57,981,617
法定福利費(事業)	8,441,233	11,519,158	18,019,628	34,372,136	49,669,716	122,021,871
福利厚生費(事業)		135,508	214,783	332,089	671,279	1,353,659
(人件費)合計	87,964,382	113,884,893	172,623,747	309,646,834	436,904,684	1,121,024,540
(その他経費)						
支払寄付金						
UNHCR支援金	1,395,591,772	1,606,063,783	2,045,770,494	2,132,459,080	2,401,814,899	9,581,700,028
RET支援金	3,650,552	1,497,736	803,000			5,951,288
業務委託費(事業)	303,139,141	414,951,065	320,194,052	182,800,182	283,189,570	1,504,274,010
諸謝金(事業)			408,470	1,505,275	4,641,819	6,555,564
制作費(事業)	180,279,948	85,997,604	104,561,426	94,155,615	120,433,438	585,428,031
印刷費(事業)	837,693	811,157	951,594	1,454,223	2,028,129	6,082,796
資料費(事業)	28,918,500	33,964,252	9,501,265	6,619,973	7,250,960	86,254,950
会議費(事業)	178,216	373,014	252,521	1,492,556	1,156,000	3,452,307
広告費(事業)	167,703,510	125,464,055	136,075,185	98,894,116	140,684,865	668,821,731
旅費交通費(事業)	6,113,551	4,846,637	9,503,366	16,932,548	24,149,820	61,545,922
イベント開催費(事業)	20,792,422	0	0	0	0	20,792,422
通信運搬費(事業)	230,315,111	91,418,526	87,010,981	86,265,907	91,181,145	586,191,670
消耗品費(事業)	966,208	2,414,113	3,821,648	3,594,069	5,687,288	16,483,326
会場費(事業)	869,333	446,250	2,997,960	5,996,506	3,506,770	13,816,819
修繕維持費(事業)		1,408,460	369,230	131,491	400,526	2,309,707
水道光熱費(事業)		92,128	126,442	411,479	831,371	1,461,420
貸借料(事業)	308,900	1,121,971	3,095,064	8,286,620	11,119,856	23,932,211
減価償却費(事業)	2,201,020	1,898,647	2,600,404	9,409,420	10,793,846	26,903,337
保険料(事業)			137,050	138,098	42,470	317,618
諸会費(事業)			36,000	63,500	62,596	162,096
研修費(事業)			175,800	226,760	410,072	812,632
支払手数料(事業)	28,814,001	38,227,378	49,143,036	56,420,955	63,071,359	235,676,729
雑費(事業)	145,120	634,359	162,903	0	4,860	947,242
その他経費計	2,370,824,998	2,411,631,135	2,777,697,891	2,707,258,373	3,172,461,459	13,439,873,856
事業費計	2,458,789,380	2,525,516,028	2,950,321,638	3,016,905,207	3,609,366,143	14,560,898,396
【管理費】						
(人件費)						
給料手当(管理)	35,042,020	36,370,211	39,935,946	37,242,081	56,015,260	204,605,518
賞与(管理)	1,724,217	3,022,791	4,405,266	3,696,393		12,848,667
退職金(管理)			224,287	500,000	1,883,900	2,608,187
賞与引当金繰入額(管理)	106,062	164,812	162,187			433,061
退職給付費用(管理)	235,800	154,500	695,300	1,572,050	1,283,100	3,940,750
通勤費(管理)	1,373,580	1,597,372	1,822,507	1,504,420	2,062,605	8,360,484
法定福利費(管理)	4,981,141	6,067,828	8,051,242	6,996,116	10,249,214	36,345,541
福利厚生費(管理)	121,255	74,614	79,452	76,061	89,741	440,123
人件費計	43,584,075	47,452,128	55,376,187	51,587,121	71,582,820	269,582,331
(その他経費)						
印刷費(管理)	375,944	428,087	406,821	280,625	214,876	1,706,353
会議費(管理)	24,359	37,559	106,916	164,092	109,897	442,823
旅費交通費(管理)	94,150	42,714	47,187	39,820	161,288	385,159
通信運搬費(管理)	2,417,830	2,337,179	3,290,059	7,940,957	10,520,428	26,506,453
消耗品費(管理)	7,329,330	3,282,577	10,310,482	7,792,179	8,755,011	37,449,579
修繕維持費(管理)	6,702,140	8,726,976	6,783,933	6,318,029	5,800,504	34,331,582
水道光熱費(管理)	711,706	823,274	823,203	814,926	792,967	3,966,076
貸借料(管理)	14,387,308	13,596,802	14,121,582	14,510,004	14,510,004	71,125,700
広告費(管理)				378,000		378,000
接待交際費(管理)					2,788	2,788
減価償却費(管理)	12,374,084	16,027,937	13,250,289	14,970,902	14,544,808	71,168,020
保険料(管理)	742,284	392,577	343,289	361,300	685,440	2,524,890
業務委託費(管理)	60,736,455	11,782,173	11,537,429	28,042,580	22,536,956	134,635,593
リース料(管理)	0	514,038				514,038
諸会費(管理)			441,600	79,800	79,800	203,760
諸謝金(管理)	1,838,270	4,063,217	1,913,220	1,594,080	2,701,936	12,110,723
租税公課(管理)	133,650	139,800	143,052	338,637	280,370	1,035,509
研修費(管理)			882,600	105,000	86,740	280,000
支払手数料(管理)	153,293	180,683	170,831	391,090	1,411,968	2,307,865
雑費(管理)	134,480	71,688				206,168
その他経費計	108,155,283	62,427,281	63,380,713	84,122,021	83,195,779	401,281,077
管理費計	151,739,358	109,879,409	118,756,900	135,709,142	154,778,599	670,863,408
経常費用計	2,610,528,738	2,635,395,437	3,069,078,538	3,152,614,349	3,764,144,742	15,231,761,804
【経常外費用】						
固定資産除却損			704,512		6,468,502	7,173,014
経常外費用計			704,512		6,468,502	7,173,014
当期正味財産増減額	164,435,447	151,683,760	63,313,369	142,475,848	19,145,075	541,053,489
前期繰越正味財産額	330,270,249	494,705,696	646,389,456	709,702,825	852,178,673	330,270,249
次期繰越正味財産額	494,705,696	646,389,456	709,702,825	852,178,673	871,323,748	871,323,748